

知っていますか？



滋賀県人権啓発キャラクター
シンケンダー

LGBTのこと



「LGBTって言葉は聞くけど、自分の周りにはいないし、会ったことがない」
と思っていても、それは、気づいていないだけかもしれません。

性的指向

好きになる性

恋愛対象、性的感情の対象となる性

L レズビアン（女性の同性愛者）

G ゲイ（男性の同性愛者）

B バイセクシュアル（両性愛者 同性も異性も好きになる人）

一人ひとり、
性のあり様は
違うんだね！



ジェンダーアイデンティティ（性自認）

心の性

自分の性別をどう認識しているか

T トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致していない人）

LGBT以外にも、例えば以下のような性の人があります。

Q クエスチョニング（自分の性を決められない、わからない人）

A アセクシュアル（男性、女性どちらに対しても恋愛感情を抱かない人）

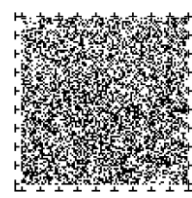
X エックスジェンダー（心の性を男性、女性のいずれかとは明確に認識していない人）

どの性別の人を好き
になるのか、自分の性
別をどう認識するかは
人それぞれなのダー！



令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されています

この冊子には、音声コード(Uni-Voice)が各ページ(奇数ページ右下、偶数ページ左下)に印刷されています。Uni-Voiceアプリを使用して読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



当事者はどのくらいいるの？

民間事業者※が実施した調査によると、LGBT等の当事者の割合は9.7%。
全体で見ると、およそ10人に1人でした。
これは、AB型の人や左利きの人と同じくらいの割合です。



※電通グループ「LGBTQ+調査2023」

当事者の困りごと

※ここで紹介しているのは、あくまで一例です。

トランスジェンダーを理由に
職場で不当な扱いを受けて
転職を余儀なくされた

「あなたは女の子なんだから
スカートをはくように」と言われた

受験票や履歴書等の性別欄
にどのように書くか悩む



家族にカミングアウトしたが、
理解が得られず関係が悪く
なった

「彼女はいるの?」といった
異性愛を前提とした言葉に傷つく

同性カップルで住める家が
なかなか見つからず苦労した

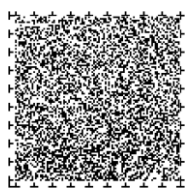
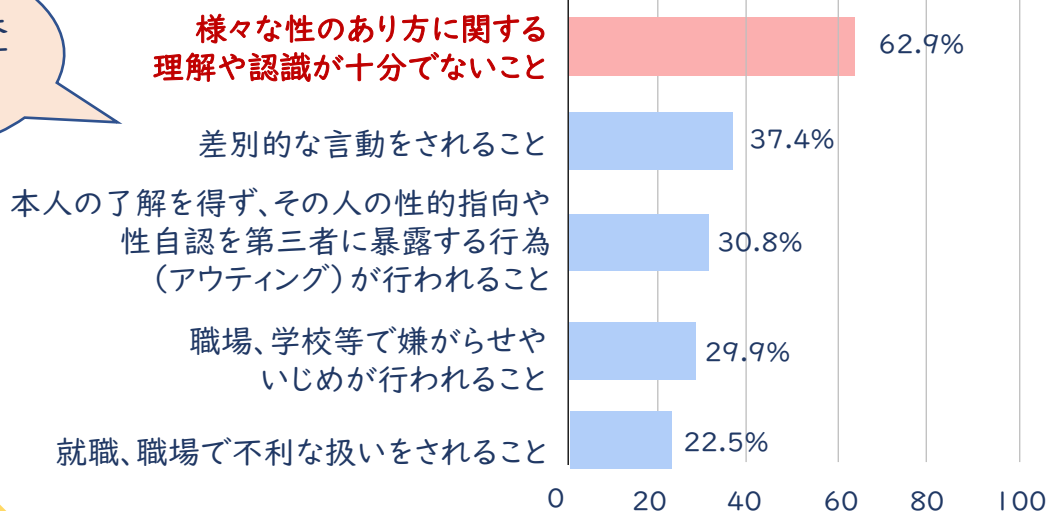
友人に言いふらされて
学校に行けなくなった



パートナーと歩いていたら
差別的な言葉をかけられた

県民意識調査 の結果から

Q LGBTなどに関する事柄で、人権上、
特にどのようなことが問題だと思いますか。(3つまで回答)



滋賀県人権施策推進課「令和3年度人権に関する県民意識調査」より

今日から私たちにできること

LGBT等について、「自分には関係のないこと」と切り離さず、身近な存在であることを認識しましょう。

また、何気ない言葉で当事者を傷つけてしまうことがあります。
「彼氏/彼女はいるの?」「男の子/女の子らしくしなさい」といった言葉など、相手の性別を決めつけて、「当たり前」を押し付けないようにしましょう。

身近な人から打ち明けられたら(カミングアウト※されたら)

※自らの性的指向やジェンダーアイデンティティを自分の意志で他者に伝えること

家族や友人など、身近な人からLGBT等であることを打ち明けられたら、まずはその人の話を丁寧に聴きましょう。打ち明けられたということは、あなたを信頼しているというメッセージです。

また、自分にできることがあるか尋ねてみましょう。



カミングアウトするかどうかは、本人の自由です。
カミングアウトは、強要したり、安易に勧めたりしてはいけません。
また、本人の許可なく、LGBT等であることを他人に暴露(アウティング)してはいけません。アウティングは重大な人権侵害です。

滋賀県庁でのこれまでの取組

●申請書等における性別欄の見直し（平成29年度）

性別欄のある255の申請書等のうち、196の申請書等について性別欄を廃止または自由記述に変更しました。



●職員向けガイドラインの作成（令和5年度）

職員が性の多様性に関してより理解を深め、適切に行動していくため、また、職員自身がLGBT等の当事者である場合においても安心して働ける職場としていくため、職員や職場がどのような姿勢で、どう行動すべきかについての基本的な考え方をまとめました。



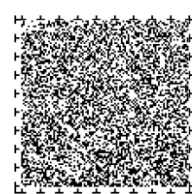
相談窓口

●大津地方法務局 0570-003-110

月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15

●人権相談室((公財)滋賀県人権センター) 077-527-3885

月, 火, 水, 金(祝日、年末年始除く) 9:00～12:00, 13:00～17:00



滋賀県 パートナーシップ宣誓制度

令和6年(2024年)9月より開始



滋賀県では、LGBT等の当事者のおかれた現状の改善と性の多様性に関する県民の理解増進を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指しています。



パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方がLGBT等の当事者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係を宣誓し、県が宣誓書を受領したことを証明する制度です。

※法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税控除等)が生じるものではありません

手続きの流れ

一週間前までに

事前受付

電子申請(しがネット受付サービス)、メールまたは電話により、宣誓を希望する日を予約してください。

宣誓日当日

宣誓手続き

必要書類を持参の上、二人で滋賀県庁にお越しください。
宣誓書に必要事項を記入していただきます。

宣誓書受領証の交付

滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

【本人】 (年 月 日 生)
年 月 日

【パートナー】 (年 月 日 生)
年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県人権平等推進センター
シガワンダー

(表)



宣誓の要件や手続きの詳細は、
滋賀県のホームページをご確認ください。

県民・事業者等の皆様へのお願い

本制度の利用者が、宣誓書受領証の提示により、婚姻している方々と同じサービスや対応を受けることができるよう、またすべての人の人権が尊重されるよう、本制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。



【お問い合わせ】

滋賀県総合企画部人権施策推進課

(大津市京町四丁目1番1号 新館2階)

電話: 077-528-3533 メール: cf00@pref.shiga.lg.jp

ゼロゼロ

